職



# 土地改良区・水利組合向け 下野市エネルギー価格高騰対策支援事業費補助金

申請期限 2月20日(火)(必着)

原油価格や物価高騰などを踏まえ、市内の土地改良区・水利組合が管理する農業水利施設(堰・揚水機場など) の稼働に必要な経費(電気料金)の高騰分を支援します。

### ■交付対象者

- 農業水利施設(堰、揚水機場など)を管理する市内に事務所のある土地改良区
- 下野市に住所を有する構成員のいる水利組合(個人使用者を除く)
- ■対象施設 土地改良区・水利組合が管理する下野市内にある堰及び揚水機場など
- ■交付要件

#### 土地改良区

• 栃木県から土地改良区等エネルギー価格高騰対策支援事業費の交付決定を受けていること

#### 水利組合

- 代表者のほか、会計責任者、施設管理者など、複数の構成員で役割が分担され、そのことが確認できる書面を保管している組織であること
- ■補助額 電気料高騰分の4分の1以内を、予算の範囲内で補助します。

土地改良区	水利組合
補助額=(①-②)×1/4以内 ①令和3年電気料金(4~9月実績)×高騰率20%(※)	補助額=①×1/4以内 ①令和3年電気料金(4~9月実績)×高騰率20%
②農業水利施設省エネルギー化推進事業相当額	(他の補助制度により補助を受けている場合、
(同事業を実施しない場合でも、相当額70%を控除)	①から相当額を控除)

※高騰率:消費者物価指数や電気料金高騰分を勘案し、20%とします。

## ■提出書類

# 共通

下野市土地改良区・水利組合エネルギー価格高騰対策支援事業費補助金 交付申請書(様式第1号)

- 事業計画書(様式第2号)
- 補助対象施設一覧(様式第3号)
- 補助対象経費計算表(様式第4号)
- •請求書
- 電気料金の支払状況がわかる書類
- 通帳の写し(金融機関名・口座番号・口座名義カナがわかるもの)

#### 対象者別

土地改良区	水利組合
・県の交付する土地改良区等エネルギー価格高騰 対策支援事業費補助金交付決定通知書の写し	<ul><li>組織の規約</li><li>対象施設箇所を明示した位置図</li><li>補助金交付決定通知書の写しなど(該当組合)</li></ul>

広告

- ■申請書類の入手方法 市ホームページまたは農政課、各土地改良区窓口で配布
- ■申請方法 農政課に提出、または郵送
- ■申し込み・問い合わせ先 農政課 ☎(32)8906 〒329-0492 笹原26

栃木県弁護士会所属 弁護士 影山 新(かげやまあらた)

# 影山法律事務所

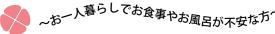
- ・下野市祇園にある法律事務所です。
- ・離婚、相続、交通事故、債務整理、刑事事件等、何でもお気軽にご相談ください。

・初回相談料は無料です。

携帯: 080-3449-5119 電話: 0285-38-9769



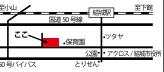
ホームページはこちら



# こちらは食事付きのアパートのような施設です

- ◆収入が少ない方でしたら、総額8万円程度から ご利用いただけます。
- ◆同居は出来ないが、1人暮らしの親を近くに呼んで 面倒を見てあげたい等ご相談ください。





広告

農政課

広報しもつけ 2024.1